

40
2
2-2
1-2

昭和二十九年三月十七日 (水)



52.11.29

人口問題審議会第一回第二部会議事速記録

於 町 村 会 館

人口問題審議會第一回第二部會議事速記録

昭和二十九年三月十七日
於全國町村會館

一 開 會 午後一時三十五分

一 議 事

一 閉 會 午後四時十五分

出 席 者 (五十音順)

會 長 下 村 宏

會 長 代 理 永 井 亨

委 員 下 条 康 麿 委 員 宮 崎 太 一

" 寺 尾 琢 磨 " 天 野 一 郎 (代 理)

" 福 田 邦 三

" 松 岡 駒 吉 專 門 委 員 北 岡 寿 逸

専門委員

古 屋 芳 雄

” 館 稔

” 本 多 龍 雄

” 山 口 正 義 (代理)

幹 事 小 山 進 次 郎

” 田 上 辰 雄 (代理)

” 館 稔

” 堀 秀 夫 (代理)

その他政府関係者

昭和二十九年三月十七日（水）

人口問題審議会第二部会議事速記録

午後一時三十五分開会

○下村委員　それでは開会いたします

第二部会のこれからの議事の進行上、会長をお願いするわけですが、ひとつ私に御指名を許していただきたいと思っております。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○下村委員　それでは永井委員をお願いいたします。

〔永井委員部会長席に着く〕

○永井部会長　不馴れでありますか、部会長の席をけかさせていただきます。

最初にお諮りしたいことは、審議事項のうちどの事項を取上げるかということ
であります。ちやうど二つの審議事項がありまして、一つは人口の量的調整に關す

る事項であり、もう一つは人口の資質向上に關する事項である。このうちのいずれを最初に取上げるべきか、皆さんの御意見によつてきめたいと思ひます。いかがでありますか。——特に御意見がありませんければ、第一の人口の量的調整に關する向題の方から取上げて行きたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永井郎会長　その次はいかにこの審議を進めて行くかということであります。この御意見を伺います前に、御参考までに人口対策委員会、すなわち財団法人人口問題研究会の主宰しております人口対策委員会で、すでにこの向題を扱つております。この対策委員会はこの政府の審議会と同様に二つの特別委員会をつくつております。一つは人口の収容力に關する事項であり、もう一つは人口の調整に關する事項であります。この部会と大体同じような仕組みになつております。そこでもう何回か特別委員会を開きましたので、その席上でどういふことが向題になつたかといふことだけ申し上げておきたいと思ひます。委員長は今日委員として御臨席になつておられる

寺尾先生にお願いしております。その席上ではまず最初にこういう問題が論議されたのであります。つまり一体日本に過剰人口というものがあるのか、あるとすればどれくらいあるかということ、これはなかなか測定はできないのでございまして、容易には結論を出し得なかつたのであります。その問題をまず考慮したのであります。次にはしからは一体日本の人口はどれくらいの数のものが適当なものであるかという問題にぶつかったのであります。これも学問上、適度人口はどういうものかをきめることはなかなかむずかしいのであります。また実際に日本の適度人口、たとえば一億なり六千万なりときめるのも困難でありましょう。これらの問題を論議しました。いずれにしても二十年もたりますれば一億の人口になりますし、出生率は低下したとはいいながら、死亡率に比べればまだその差がひどいのであります。まず百二十万くらいの人口は年々ふえて行くのである。しからはこれにはどういふ対策を立てたらいいか、まず最初に取上げられたのは家族計画の問題であります。これはひとり一國の人口ばかりでなく各家庭においても計画的に家族

の数をきめる。あるいは産児数をきめる。こういう問題を取上げたのであります。しかしそれは一体一家どのくらいに家族計画の問題を置いたらいいかという問題にぶつかったのであります。これもなか／＼むずかしい問題でありまして、大体日本の人口を維持して行くのには一家二児ないし三児の間であります。ところがこれをきめることもなか／＼容易なことではありません。しかしともかくも計画的に家族の数をきめることが普及すれば日本の現状としては一番適切ではないかというところに大体皆さんの考えが固まりつつあるのであります。しかし今日、赤いぶん人口を制限してこれくらいの増加なのであって、おそらく妊娠中絶ないし墮胎を合せたら百二十万はおろすのではないのでしょうか。受胎調節つまり避妊によつて人口を抑制しておろす数は三、四十万くらいのものではないのでしょうか。それではたしてこの妊娠中絶というものが有害であるかどうか、それにかゝる避妊をやつたらいいかということも問題になりました。それ／＼医学上むずかしい問題であります。これらの問題を扱いつつ参つたのであります。結局何回か回を重ねました結果とりまとめた一つの

案を起草してもらおうということになりました。今日専門委員として御座席になつておる館さんにお頼みしたのであります。すでに大分長くかかつて館さんは立案もすつかりおできになつておるようであります。また文書にしたためることはできずおりませんが、今日これから館さんの御研究になつた御腹案を伺うことにして、それによつて質問応答を重ねて参る。そして四、五月ごろになりますと人口対策委員の方の成案の文書にしたものができ上りましようから、それをこの部会の方に届けてもらつて、それを参考案としてあらためてここで起草委員をきめるように願つたならば、審議もたいへん早く進むのではないかと、こう考えておりますか、いかがでありますようか。——御異議がございせんければ、館さんから御説明を願いたいと思ひます。

○館専門委員 部会長より財団法人人口問題研究会の人口対策委員会の方の部会におきまして、いろいろの委員の方々から出された案をとりまどめるように仰せつかつておりました。大体出ました議論の要点は一応整理いたしましたのでございますか、

ただいまのお話で御報告せよという御下命でございましたので、簡単に御報告申し上げたいと存する次第であります。ただいま即会長の永井先生から、すでに課題の要点についてはお話がございました。実は私の申し上げる重要な課題点につきましては、すでに盡きおるように思われるのでございます。大体人口問題研究会の人口対策委員会のような御意見が現われ、またどういふ点に問題があるかということをお申し述べるに先立ちまして、その一つの材料として、ただいま永井先生のお話にもありましたように、問題がかなり数量的なところまで来ておるようでございます。たとえば適度人口の問題でございますとか、あるいは家族計画の目標としては家族人員をどのくらいにするとか、あるいはまたこの前の即会では北岡委員から、この審議会の一つの重点は出生率についての量的な目標を考へることであるという御指摘もございました。こういうふうな最近の一般の議論では量的な基準と申しましたような量的な問題にまで来ておるのでございます。そういう点から日本の人口の最近の状態につきましては、すでに第一回の総会のとときに岡崎先生から概略の話がござ

いたしましたけれども、これにつけ加えましてただいまお手元に「最近の人口に關する統計資料」というものをおまわしいたしましたので、これについて最近の出生の傾向ということに重点を置きまして、二、三要点を簡単に御説明申し上げまして、それからあといろいろの点について御報告申し上げたいと思うのでございます。

最近の人口増加の状態でございますが、お手元に差上げました印刷物の三ページのところをござんいただきますと、そこに最近の人口増加が簡単に要約して出ておるのでございます。なおこれは印刷に時間を要しました關係上ごく最近の人口が出ておりませんので、昭和二十八年の数字を申し添えておきたいと思ひます。これはいずれも十月一日の人口でございますが、昭和二十八年の十月一日、総理府の統計局の推計人口は八千七百万でございます。従いまして二十七年との差増が百十万でございます。この点から人口増加の最近の傾向は、人口増加の速度あるいは人口増加率が急速度の下つて来たということが言えるのでございます。この表でござんいたいただきます通りに、終戦直後昭和二十年から昭和二十一年まで一年間に三百六十万

——もちろんこれは引揚げを含んでおるわけでございますが、三百六十万というべらぼうな増加速度を持つていたのでございませうが、ただいま申し上げましたように最近は一年間、百十万人、これもう少し欠けて百九万くらいになるかと思ひます。この程度に増加速度を落して参りました。それから増加率は終戦直後におきましては年間五%くらいの増加でございましたが、最近は一・四%という程度でございませう。この表によりましてもおわかりの通りに昭和二十五年を境といたしまして、二十五年以後次第に増加率あるいは増加速度が収縮して参りまして、最近では戦前のノーマルな状態の時代と同じような増加率といふところまで参つております。この昭和二十五年以後に起つて参ります人口増加率の収縮といふことは、思ひに出生率が下つたことによつて起つておるのであります。この印刷物の四十八ページのところでございませうが、ここをのぞいていただきますと最近の出生、死亡の数が出ておるのであります。この表の上の方をのぞいていただきますと、昭和二十五年を境にいたしまして出生の実数が減つて参りました。これまでも出生率は下つておりましたが、今

度は出生の實際の数が前より減るといふことになつて参りました。これはいわゆる近代的な出生減退の特徴でございますが、出生の数自体が減つて参りまして、昭和二十八年度は二百万の線を割りまして百八十六万程度のところまで出生実数が減つて参りました。従いまして人口はふえる、出生の数は減るといふわけでございますから、若い出生率は相当急速度の下つて参つたのであります。次の四十九ページをばうんいただきますと昭和二十八年九月までの実績による推計でございますが、これによりまして出生率は千人について二一人のところまで下つて参りました。この出生率は今日の文明国の中でもそれほど高いという出生率ではございませんで、大體文明国並のところまで下つて来たのではないかと言えらると思ふのでございます。印刷物の百八十八ページをばうんいただきますと、ここに最近のおもな文明国の出生率が出ておりますが、イギリスやフランスなんかには比べますと、二一という出生率は相当高いのであります。この中でもばうんの通りアメリカ合衆国は二四・六、カナダは二七・四、オーストラリアが二三・三、ニュージーランド二四・八、こう

いう最近の国々の出生率に比べますれば、日本の出生率の方がそれより甚しく低く、
 て来たという状態になつて参りました。従いまして最近の出生率の下り方の速度は
 相当速い速度でありまして、一応外国の例と比べてみますならば、御承知のようにこ
 の前の第一次大戦後のドイツの出生率の減退の速度が非常に早かつたというのは有
 名な事柄でございます。第一次大戦後のドイツにおきましても日本と同じように、
 戦争が済んで、いわゆるベビー・ブームで出生率が高かつたのでありますが、その
 後非常な勢いで下つて参りました。今四十九ページの表でござらん通りに日本では
 昭和二十二年の出生率が戦前の水準を破つて高く、三四という数字でありましたか
 この昭和二十二年に比べまして、昭和二十八年まで六年間で出生率が三八%下つた
 という勘定になるわけでありまして、それから四九ページの一番下の欄に書いてござ
 いますように戦前の出生率の水準は大体三一でございましたのに比べて、昭和二十
 八年は約三六%下つている。要するに戦後のベビー・ブームの絶頂から六年間で三
 ハ%というかなり急速度の出生率の下り方をやつておるわけでございます。ドイツ

では一九二〇年が第一次大戦後における絶頂でありましたが、その後六年間、一九二六年までの間に二六%下つたのでございます。ドイツでは三八%下るのにとれくらいかかったかと申しますと、十一年間かかつて三八%下つておるのでございます。これが今まで近代的な出生、或退では一番早い速度であると言われておつたのでございますが、最近昭和二十二年以後の日本の状態を見ますと、むしろドイツの普通出生率が下りましたよりも、下つた角度は一層急角度である、こういうことになるかと思うのでございます。

そこで今度は婦人の出生力がどうなつていくかという問題でございますが、この点につきましてはたいへん煩雑な表でございますが、六十ページに「女子の年令別特殊出生率」という表がございます。六十ページ、六十一ページの第五十一表でございますが、この上の方は各年令別でたいへん煩雑でございますから、下の方の各階級別にとりまとめた表について、一言だけ簡単に要点を御説明申し上げますと、昭和二十五年の各年令の女子などの程度に子供を生むかという出生率でございますが、

戦前の昭和十二年の特殊出生率に比べますと、どの年令におきましては、母の出生力は下つておるのでございます。但しその下り方が、三十歳くらいのところできくて、若いところではそれほどでない。特に三十歳から三十四歳、三十五歳、三十九歳というようなところで減つてゐる。こういうことでございます。ところが特に昭和二十五年の状況で御注意いたされた点に存じます。戦争によりまして男子が大分死にました関係上、配偶関係が非常に乱れた特殊な形を持つておるのであります。なかんずく昭和二十五年の配偶関係につきましても、二十五歳以上の婦人のところに不規則な低いところが現われてまゝあります。それら配偶関係を除いて出生力を考える必要がございます。配偶関係を除きまして、つまり配偶関係にある者が、各年令に応じてどれだけの出生力を發揮しておるかということをもとめましたのが六十二ページの表でございます。この六十二ページの表でござんいただきますと、特殊出生率の昭和二十五年と戦前の昭和十二年とを比べますと、十五才から十九歳のところでは、むしろ配偶者の出生力というものは高まつておるのでございませ

す。それから二十歳から二十四歳のところでも同じように高まつておる。二十五歳から二十九歳も同様に、おすかでございますけれども、有配偶婦人の出生率は高まつておるといふことになりました。ところがその反対に三十歳以後の年令におきましては、出生率は下つておる。こういう一つの特殊な形が現われておるのでございまして、昭和二十五年当時におきましては、この点から申しますと若い年令のところでは、出生率はむしろ戦前よりも緊表して、三十歳以後のところを下つておる。有配偶の婦人について考えるとこういうことになるといふことが言えるのではなからぬかと思ふのであります。この点につきましては私どもの人口問題研究所の方で、受胎調節がどんな年令層にどういふふうに普及してゐるかといふことを調べたものがございます。六十五ページのところの表をござらぬいただきますと、六十四ページから読んでおりますこの表は、最近受胎調節がどんな階層に、どの程度に普及してゐるかといふことについて、人口問題研究所で調べましたものや、その他の機関で調べにになりましたものを全部とりまとめて配列してございます。六十五ページの一

番上の表で、「昭和二十七年」全国と書いてあり封封。この封封つまり妻の年令から見まして受胎調節の程度に普及しているからその妻は申しますのは年令五十歳未満の現在有配偶の妻でございます。これはこの親封封は三十歳から三十四歳のところが受胎調節をやっている婦人の割合が一番高い。これに次いで二十歳から二十四歳までが約三三%、二十五歳以後は大分普及率が落ちておりますが、こういう受胎調節の普及状態になつておるわけでございます。そう考えて参りますと、ただいま申し上げました出生力の最近の風潮と申しましようか、若い年令のところの出生力が高まつて、三十歳以後の出生力が落ちておるといふこと、それから今ここで申しました受胎調節の普及状態というものがどういふ関係を持つて来るかということが一つ問題だと存じます。ところがただいま申しました出生力の方は昭和二十五年の差でございます。それから今ここで申しました受胎調節の普及状態は昭和二十七年の状態であります。あおか二箇年向の違ひではございますけれども、ただいま申し述べました二十五年の有配偶者の出生力というものを昭和二十

十七年まで引延ばして推計いたしますと、最も出生力が下つておりますのが二十歳から二十四歳のところ、二十五歳から二十九歳のところで非常に下つて参ります。そういうこととにらみ合せて考えますと、現在では三十歳から三十四歳のところでは、受胎調節も非常に普及して、出生力も落ちておりますが、べらぼうに高かつた二十歳から二十九歳のところが、最近では非常に下つて来た。それは大体この受胎調節その他の産見調節の普及がこの階層に向つてゐるのだという考え方ができるかと思ふのでございます。そこでただいま申し述べましたような女子の年令から見ました出生力の特徴でございますが、これは外国の例と比べまして、特に二十五歳くらいのところから四十四歳くらいまでのところが日本の出生力の高いところと、特徴がございます。その点につきましては、こまかい御説明は省略いたしますが、百九十四ページのところにおもな文明国の年令別の出生力が出ておりますから、それを今の日本の状態とを御比較いただきますならば、二十五歳から四十四歳くらいのところが高いというのが日本の出生力の特徴だ、ということにお気づきいただける

かと思ふのごさいます。その次の向題といたしましたは、結局現在の出生力というものをとりまじめて、簡単に一つの数字で現わしたらどうなるかということごさいます。ただいまごらんいただきました六十二ページのところに五十二表、その次に五十三表というのをごさいます。この五十三表はたいへんむずかしい表でありまして、まことに申訳ないのであります。これによりましてただいま申し上げましたような出生力の状態を要約いたしますならば、最初に非常におかしな言葉でごさいますか、「合計特殊出生率」というものをごさいます。この合計特殊出生率というのは、ある一年間において、女子が一生涯を経過する向にどれだけ子供を生んで行くかという一家で生む子供の数で出生力を現わしたものであります。これによつてごらんいただきますと、昭和二十五年の合計特殊出生率は三・六三という数字になつております。つまり昭和二十五年の出生力の状態では、一人の女子が一生涯に三人六分だけの子供、男の子でも女の子でも生み残しておる勘定になる、こういうことを現わしてあるのごさいます。この方は、その後最近に至るまでの大体の

推計が出ておりますので、御参考までに申し述べますならば、昭和二十五年が三・六三%、昭和二十六年には三・五四と下つております。昭和二十七年には二・九八に下つております。昭和二十八年には二・七八というふうの下つておるのであります。これはただいま申し上げましたような意味で、出生力を現わしてあるわけでございますが、最近の出生力は戦前の昭和十二年に比べまして、やはりここでも三六%くらいの減退を現わして来ている。こういうことになるのでございます。

それからこれは話のついでで恐縮であります。この表の中の五番目の欄に「静止人口合計特殊出生率」という欄がございます。この欄の数字の意味は、つまり下に出ております数字の程度に一生涯に女子が子供を生めば、人口が減りもふえもしないで静止する。従いましてただいま永井先生からお話ございましたように人口がふえも減りもしないで、とまってしまうための出生率、一生涯に女子がこれだけ子供を生めばよいかという、その程度を現わしてある数字でございます。これが昭和二十五年のところでは、ごらんのように二・四二とまっております。ただいま

永井先生が二人から三人くらいの見当ということを申されたのでございますが、それ比べてこれはたいへん抽象的な数字ではございますけれども、以前には死亡率が高くて歩どまりが悪かつたものでありますから、大正九年当時は三人三分生れ率の人口をどとどめしておくわけに行かなかつたところが最近では死亡率が非常に下りましたために、生れました子供の歩どまりがたいへんよくなりました、二・四二というところでございます。これは昭和二十六年、二十七年、二十八年も全部二・四二でございます。将来乳幼児の死亡率の改善を見込みましても、大体静止人口を維持する出生の数というのは、二・二から三くらいのところではないかと思われるのでございます。

それからこれと相関連いたしまして——ただいま申し述べて参りましたのは、今年の出生率はどうか、去年の出生率はどうかというのを申し上げたのでございませうか、子供の数というものは申すまでもなく累積して参ります。従いまして急に出生率が下りましても、これが高い出生率で産んだ人々は子供をたくさん持つてい

る。ですから累積的にどれだけ現在の人々が子供を持つているかということは、今申し上げたところによつてはわからないわけでございます。そして現在結婚したところのある女子がどれだけ子供を持つているかという一つの基準になる数字でございますが、それは八十五ページにございます。八十五ページの表でござんいただきますと、現在——現在と申しまして昭和二十五年の国勢調査で調べた数字でございますが、結婚したところのある女子は、平均いたしましたして一人当り三・六人持つておるといふことでございます。これがたゞいま一般に言われておりますところのファミリー・サイズの数字でございます。私どもいたしましたしてはこれに所親の二人を加えまして、ファミリー・サイズの数は五・六でございますが、子供の数の平均から申しますと三・六人でございます。さらに結婚したところのある女子の中から、現在有配偶者だけを引抜いてみましても、やはりその次の欄の最初の数字のように三・五人ということになります。従つて現在の日本人は平均いたしましたして女子一人について三人半くらいの子供を持つていふのが現在の状態であります。ただいま

申し述べましたように最近出生率がたいへん急速度に下つて参りましたが、この出生率の下つたことについてどんな原因かどういふうに働いておるかということはその次の問題でございます。

この点に関連いたしましたも、すでに御承知の通りにまず第一に人工妊娠中絶が非常にふえているということでございます。この点については六十三ページの五十四表でございますが、五十四表をくらんになりますと、ここに人口動態統計によりますところの死産として届出られたものが上げられておるわけでありましたが、人口動態統計の死産の中には、自然に死産いたしましたものと、人工妊娠中絶によるものとの両方が集計されておるのでございます。ただ御注意いただきたい点は、これは妊娠四箇月以後のものだけに限られておるといふことでございます。妊娠四箇月以後のもので届出られたものという点を限定されておりますので、この点を御注意いただきたいと思ひます。そこでくらんの通りに出産子についての死産率、出生と死産を合せましたものを分母としたしまして、それに死産を割当てた数字で

かいますが、その死産率というのがごらん通りに全国についてみますと、昭和二十三年の五〇・五というところから昭和二十七年の九二・五というところまで高まつておるのでございますが、自然死産と人工妊娠中絶とわけてごらんいただきますと、申すまでもなく人工妊娠中絶によるものがたいへんふえたということでございます。そこでこの表の一番おしまいの欄のところ全体に全体の死産の中で、何割が人工妊娠中絶によつておるものであるかという割合が掲げてございますが、これによりますと昭和二十三年当時には二一・六%、約二十二%が人工妊娠中絶によるものであつたのであります。これが昭和二十六年、七年になりますと五三・七%、約半分のものが人工妊娠中絶によるものだということになります。その下のところでこれを市部と郡部とにわけてござりますが、言うまでもなく市部において著しく、郡部においてその程度は低い、こういうことに相なるわけでございます。従いましてこの点について最近の出生減退に対しまして、この人工妊娠中絶によるところの制限というものがいかに強く働いておるかということがほぼ推測され得るわけでございます。

でございます。ところがごく最近のことでござりますが、ごらんのように通りに死産率におきましても、あるいは死産の数におきまして、昭和二十五年以後、この数字がほとんど停頓して来ておるのでございます。また全体の死産の中で人工妊娠中絶が占めておる割合も、大体五四%見当で安定して参りました。中にはこの傾向をとりえまして人工妊娠中絶もクライマックスに達したのではないかと、昭和点に達したのではないかという説がございます。けれどもこれは御注意いただきたいことは、妊娠四箇月以後のものだけを見ておるのでございまして、従つてこのところで停頓して参りましても、三箇月未満のものかかえておりますならば、結局人工妊娠中絶が減つたとは言えないということになるわけでございます。この点を示しますものが六十五ページの表でございますが、六十五ページの五十六表のところに優生保護法による人工妊娠中絶の実施数について、公衆衛生局の方でお調べになりました数字が上げられておるのでございます。これによつてごらんいただきますと、最近人工妊娠中絶が減る傾向を持つて来たとは決して言えないということでございます。そう考えて参りますと四箇月以上のところで停

傾して、人工妊娠中絶の全体はふえる傾向を持つて来る、こういうことになりますと勢い四箇月末満の人工妊娠中絶が形態的にふえて来たということになります。その点を調べましたのが右の表でございます。これも公衆衛生局の庶務課で調べになった数字でございます。昭和二十六年のところは四箇月末満での人工妊娠中絶が総数の八一名、それが二十七年には八六・四パーセントというふうに大体その割合が拡大しておるように思われるのでございます。つまりその意味で、これまで人工妊娠中絶が行われておつたところの時期よりも一層早い時期に人工妊娠中絶が行われることが多くなつて来たということでありませう。従いましてその点は技術的な点からいえば、ある見方からいたしますと人工妊娠中絶の時期が早くなつて来たということは、医学的に合理的な傾向である、こういう説がございませう。しかしもう一つ立場をかえてみますならば、従来人工妊娠中絶が比較的おそい時期でありまして、これは外国と比べまして日本のは一般に時期が遅れておつたようではありませんが、おそい時期に人工妊娠中絶が行われるということは、何らかの一つの

社会的な抵抗が感じられる。そうしていろいろ考えた末、意を決して人工妊娠中絶をやるといふ傾きがある。極端に申しますならば早期に人工妊娠中絶をやるといふことば、そういう一つの社会的な抵抗が弱くなつて来た。いわば妊娠いたしました場合に、必要がないと思えば早速処理する、こういう傾きではないかと見られる節もあるのございまして、単に技術的に合理的な傾向であるとは言えないし、また人工妊娠中絶が停頓の傾向を持つて来たといふことは、どうも今の人口動態統計の数字だけからは言えないのではないかと、このふうには考えられるのであります。

それから受胎調節の普及状態についてのございですが、ただいまのようになんか出生率を下げてありますところの一つの大きな理由は、ただいま申し上げましたように人工妊娠中絶の流行といふことが大きな役割を演じておるわけでございます。しかし一方また受胎調節の方も漸次普及しつつあるといふことはおのずから明らかなのでございませう。大体六十四ページから六十五ページにかけての表が受胎調節

の普及しつつある有様を人口向題研究所その他の機関によつてこしらえましたものを一応並べたのでございます。ただ御注意いただきたいことは、調査方法がそれと異なつておりますから、いきなり比較することが必ずしもすべての数字について可能ではないのでございますが、大抵現在の普及状態といつては、「リ」昭和二十七年「全国」と書いてございませうけれども、これは人口向題研究所で行つたところのサンプルの調査であります。これが大都市、市郡、一般の普及率が五十歳未満の妻で、現在有配偶者につままして約三八%程度、即ち二四%程度、こういう状態でございますし、その次の職業別、どういう職業に従事しておる者が最も受胎調節をうつておるかという点でございますが、次の表でござらんになります通りに給料生活者にそのパーセンテージが高く四六%、これに對しまして農業者、漁業者は一七%程度、また教育の程度から申しますならば、これはどこの国の傾向とも一致しておるのでございますが、大体教育程度の高いところで普及率が高い、それからだいたい申しました年令から申しますと、現在では三十歳から三十四歳の

ところ、それからそれ未済のところには普及率が高まるような傾向が見える。このこと、それから結婚持続期間から申しますと、結婚後十年ないし十四年程度のもの、こういう状態でございます。それから現在子供が何人ある者が最もたくさん受胎調節を実行しておるか、それはその次の表にございますように大体四人、ところが何人子供を持つたところから始めているかといえは、二人子供を持つてから始めたのが多い、こういうことになるのでございます。

それからもう一つ最後に残るものは受胎調節と人工妊娠中絶の問題であります。これは至るところで出くわす事例でございますけれども、受胎調節が行われますと、また人工妊娠中絶の程度も高くなる。つまり受胎調節が行われるようになること、人工妊娠中絶もふえる傾向がある、こういう奇妙な現象にわれわれに至るところで出くわすのでございます。こういう点で人口問題研究所の調べました結果によりますと、受胎調節の経験のある人ほど人工妊娠中絶の経験も多い。それからまた受胎調節に失敗いたしました場合に人工妊娠中絶に訴えられておる場合も非常に多い。かりに

百人の婦人をとつてみますと、その中受胎調節に失敗いたしました場合におきましては、そのまま出産いたしますのが四三%、それから自然に死産いたしますのが七%、中絶によつて結末をつけるのが五〇%、約半分という状態でありまして、この点から現在のところ人工妊娠中絶が主として受胎調節の補充の用具あるいはその代用品として使われて行く、ような一つの特徴を持つておる模様でございます。ただいま申しましたように現在の状態では、受胎調節もかなり普及いたしておるのでございますが、人工妊娠中絶の普及ということから一層出生率を引下げることには役に立つてゐる、こういうことになるかと思つてございまして。死亡率が改善されまして、たことはすでに御承知の通りでございますが、四十九ページをのらんになりますと、昭和二十八年の死亡率が人口千人について九を割りまして、八・七九となつております。大体四捨五入して九という程度でございます。やはり現在の死亡率の状態は、むしろ文明国の中でも低い方でございまして、アメリカその他の国々よりも低く現われております。それはお手元の印刷物の百八十九ページのところに、おもな国々

の死亡率を上げておきましたから、これによつてさういふたゞきますならば、これらの國々の中でも日本の死亡率はむしろ低い方だろうと思われるのでございます。この日本の現在の死亡率の低いということは、思うに年寄りの割合が少いということに基いておるのでございまして、従いまして年寄りの少いという一つの日本の年令構造の特徴を考慮いたしましたして、これを除去いたしますと、ここに並んでおります國々の中で、イタリア以外の國々に比べましては、日本の死亡率は実態的にまだ高い。イタリアよりは少し低いという程度でございます。とにかく死亡率は比較的安定した傾向を保持しております。この点から申しますと現在の出生率かどこまで下るかというふうな日本の将来の人口増加をさめる中心をなして来る。従つて人口の量的な調整という立場からは、問題は出生率に集中されて来る。こういうことになるかと思つてございします。

大体出生の状況につきましてはお略御報告申し上げたのでございしますか。これら
の事実を前提といたしまして、いろいろ承りました御意見についての量的調整に關

するものについて、その要点を整理いたしましたので、二三申し述べてみたいと存存するのであります。ただいま永井先生からお話ございました通りには、まず過剰人口のことでござります。あるいはまた過剰人口をどういふふうに定義するかどうかということになりますと、これはおそらく簡単に解決される問題ではございませぬけれども、しかし現在の日本のあらゆる人口の実態というものが過剰人口の状態であるということをおうかに物語つてあるかのごとく思われるのでござります。なおまた出生率が下るといふことにつきましても、いろいろ私の方で調べたものもござりますし、あるいはまた古屋先生の研究所でお調べになったもの、こういうものを総合して判断いたしましたとしても、ただいま非常な勢いで出生率が下つていくこと自体が結局は過剰人口の最も明らかな現われではないか、つまり生活状態に適應しようとする一つの運動ではないかと考えられるのでござります。特に古屋先生のお言葉をかりますれば、古屋先生のお調べの中でも、おほれるものはあらでもつかむという表現でさえ現はされてあるような状態ではございまして、従つて出生率のはげし

い減退それ自体が過剰人口の存在を明らかに物語っておるのではないかと思うのでございませう。そこで問題は、過剰人口が存在するような時代の場合におきまして、人口を養う経済の力を回復させようということについて、ただそれだけにより切れないところの問題がある。何となれば過剰人口の存在ということそれ自体が経済の回復や発展を遅らせるたいへんな重荷になつていゝるのではないか。そう考へて参りますならば、いわゆる経済の力を大きくして、過剰人口をなくするということだけに依存することはできないから、人口それ自体の量的な調整が必要だ。こういうことが御意見の一つの中心になるかと思つてございませう。ただ見方によりまして人口の量的な調整ということ自体が本質的な人口対策であつて、いわゆる経済力を高め、過剰人口をなくしようということは、経済対策の問題であるというふうに、重点の置きどころは異なつておりますけれども、おおむね現在の過剰人口の調整自体が必要であるという点においては、大体多くの御意見が一致しておるのではないかと考えたのでございませう。人口の量的な調整という場合に、言うまでもなく問題に

なつて参りますのは、移民と出生の調節が問題になつて参るのでありますけれども、近い将来において移民が量的な調整という立場からは大きな意味を持ち得ないことは申すまでもありません。そういうことになつて参りますならば、ただいま申しましたように死亡率の方は非常に安定化して来ているということになりますと、結局において出生を調節するということが人口の量的調整の根幹をなすものだ、こういうことになつて参ります。

次の問題として、出生調節による量的調整が、ごく最近の傾向といたしましてはむしろ量的な問題になつて来ておるかと思われるのであります。量的な基準ということが方々で問題になつて来ておるかと思われるのであります。そういう議論の気持と申しましようか、たいへん不明確な表現をいたしますが、出生を調節して、人口の量的調整をはかるといふ場合の議論に三つの気持の違つたものが現われておるように思われるのでございます。その一つの議論というのは、人口の増加する速度や増加率をかわらかくして行く、こういう程度の出生の調節についての御意見と

もう一つは人口が減つては困るけれども、人口を静止させるということも一つの目標にして人口の増加を調節したらどうかというお互持の議論と、もう一つは人口の量を抑へるやうに出生を調節するのだ、こういうふうに一口に量的な調整をけかゝる、出生調節をゆると申しまして、三つの違つたものが、ただいま申し上げたよなところにあるのではないかというふうに考えられるのでございます。そこでこれはきわめて技術的なお話になりました。申談ございませぬが、これは私の机上の計算の結果にすぎないのでございませぬけれども、出生を調節することによつて、どの程度に人口が調整されて行くかというその程度についてでございます。その一つの基準といたしまして、今かりにこれだけ出生率が下り、これだけ出生が調節されたらば日本の人口が静止するであろうか、日本の人口を静止させるという点に基準を置いておればんをばじいてみますと、もちろんこれは明確な動のすべからざる数字ではございませぬが、今これ／＼が計算してありますところでは、大体女子が一生涯に二人四分の子供を生むという出生力の計算で、ただいま申し上げた基準でこ

ございますか、この基準で申しまして、三十年後に人口は大體一億を少し出たところで静止するという計算になります。つまりその意味は女子が一生涯に二人四分の子供を生むという程度の出生力が今後おつとかわらないで進んで行くでございますと、昭和三十年ごろを基準といたしまして、約三十年後に全体の人口が一億というところで静止する、こういう計算になります。この場合に、それでは昭和三十年ごろの普通の出生率をどれくらいに認めるかと申しますと、これは現在二一まで下つて来ております関係上、比較的出生率の下り方は少いのでありまして、最近出生率——最近出生率と申しますのは、静止人口を考える場合に基礎になつた年の出生率、こういう意味でございますか、この出生率は言うまでもなく毎年毎年かわつて行きますから、最近出生率を人口千人について一七ないし一八となりまして、それが約三十年後に、出生率も死亡率も一三前後のところまで等しくなる勘定でございます。従いまして今の点から申しますと、人口を静止させるためには、現在普通出生率はそこに接近しつつある、こういう状態になつて参りました。従いましてもしも人口を

静止させるということをおねらいになりましたならば、現在のままではほつておいても容易に実現される、こういうことになつて参るかと思つておられます。それでは現在の出生力の持つてゐる傾向というものはどうであるかと申しますと、相当強く下つて行く傾向でございますか、これがこのまま持続して行つたといつたしますならば日本的人口はどうなるかと考えますと、おそらく五年ないし十年の将来において、昭和三十年を基準といつたしまして、女子が一生涯に生む子供の数が一・七人でありまゝです。これは普通出生率に換算いたしましたして、約一・五ないし一・六という出生率でございます。これが今後五年ないし十年の将来に現われるであろう傾向を現在の出生率は含んでゐる、こういうことになつてゐる勘定であります。もしもこの傾向が持続するといつたしますならば、今後三十五年ないし四十年の将来において、人口は一億を少し越えたところを絶頂といつたしまして、或は更に転換いたします。その時期が三十五年ないし四十年の将来、そしてそのときのマキシマムが、大体一億を越えたところと、いうことになつてゐる勘定であります。もちろんこれは現在の出生力の傾向が持続すると

して、この程度ということになります。従いまして人口の増加速度や増加率を加減する程度の人口の調整ということは、さしあたり意味を持たないのではないかと考えられるのであります。そうなつて来れば現在人口の量的調整方をどうとすることは、人口を減らせるという必然的な結果になる。従いましてこの点について人口の減るということをご予想したところの議論が成り立つような論拠をもつて、現在の出生の調節の方策が人口政策としてはとられるべきである、こういうふうにご考えられるのでございます。

その次に出生調節と必然的に結びついて参ります問題は、ただいま即会長からお示しがありましたようにその手段として、あるいは技術としての受胎調節の普及、その二つの指導理念と申しましようか、それが家族計画という考えだろう、こういうことになつて来るわけでございます。この場合の家族計画ということをご調べてみますと、これは明確な概念でもないものであります。いろいろの文献に現われておるところをせんじつめて申しますならば、家族計画というものの考え方が結局近代

的な合理主義と近代的な人道主義というものに立脚いたしました。むしろ全体の國民經濟的な人口と經濟との調和ということを用意する議論ではなくて、いわゆる個別の家族計の生活水準の向上をいうことを目的いたしましたところの一つの近代的な思想だ、こういうふうに考えられるかと思ふのでございます。言うまでもなくその目的をいたしますところは生活水準の保持・向上ということにあるのであります。その手段が受胎調節であり、家族数の調節だ、こういうことになると思ふのでございます。従いまして問題は、こういう家族計画の手段として受胎調節を國家の人口対策として取上げる、こういう一つの根柢が必要になるわけでありまして。それはただいま現われております御意見では、過剰人口それ自体が根柢になるのかと考へるのであります。次に家族計画と受胎調節という手段との結びつきの問題でございますが、これはいわゆる近代文明國におきましては、日本ほど容易に人工妊娠中絶を合法化している立法例は非常に少ないように思われるのでございます。従いまして家族計画の議論をいろいろ調べてみますと、むしろ家族計画は必然的に受胎調

節を予定しての議論でございます。従つてこの点については日本と、それから家族計画の理念が発達いたしました近代文明国とは、多少事情の違つた点がありはしないが、日本におきましては、もちろん原則といたしまして刑法が墮胎を禁止してあるわけでございますが、しかしながらいはゆる優生保護法におきまして、比較的幅が広く、これが合法化されてゐる、こういう状態であります。そうなつて参りますと家族計画の必然的な受胎調節との結びつきということは、日本の場合においては、そう簡単には行かない。つまり受胎調節を選ぶかあるいは人工妊娠中絶を選ぶかということについて、わかり切つたことのようにではございませんけれども、ここに何らか一つの論拠がなければならぬということになるかと思つてでございます。ただその場合にこの点に承じまして、いわゆる墮胎公認論が行われる根拠もやはりここにあるのかと思つてございます。墮胎公認論の根拠につきまして調べておるのでございますが、いわゆる科学的な論文の形で書かれたものが非常に少ないものでございますから、その論拠が明らかなでなくて、産談会の談話というものから墮胎公認論の

論拠を推測するのほかほないのでございませう、とにかくいろいろの議論がなされておるようでございませう。大体その墮胎公認論の論拠が二つあるかと思われるのでございませう。一つは必然たる技術的な見地に立脚するものでありまして、現在の日本の医学の発達程度からいえば、人工妊娠中絶によるところの生命の危険その他の健康の傷害というものは非常に少いという議論が一つの論拠になつておる状況でございませう。それからもう一つの向題は、胎児というものをいわゆる人間の成熟した生命として、心理学的に認識し得ない、この二つの論拠が大体おもなものであらうと存じます。これを論拠といたしまして、むしろ墮胎は公認した方がいいのではないか、墮胎を公認しないで、中間的ないろいろの段階を設けてこれを合法化しようとするのが、むしろ墮胎をやみに流して、かえつて危険なことにして行くのではないか、こういう議論のようでございませう。大体ただいま申し上げました議論を拾つてみましたのは、昭和二十四年から二十五年にかけて拾つたのでございませうが、大体こんなことになるかと思ふのでございませう。その場合に人工妊娠中絶が母体の

生命や健康にどの程度の危険があるかということについては材料を調べておるので
 ございますが、どうも的確なるものがつかぬのであります。特に生命について
 の問題になりますと、もちろんこれは統計の中でも隠されておりましたし、容易
 にこれをつきつめることはできないように思われるのであります。但し少くとも全
 体として見る限りにおきまして、これだけ人工妊娠中絶が普及しておるのに、わか
 わらず母性死亡率——私もはそう言っておるのをごさいますして、死産と出生とを
 加えたものを分母といたしまして、これに対しましてお産によるところの母親の死
 亡の件数を割りましたものを母性死亡率と呼んでおるのであります。つまり妊娠の
 何割に該当する母親が調節によつて死んだかということをごさいますか、もとより
 この死亡率も一般の死亡率の傾向とほぼ同様になつておるのでございまして、これ
 だけ人工妊娠中絶が広まつておるにもかかわらず、母性死亡率が高まつたという傾
 向はどこにも見られなかつたりその意味は、もちろんほかの死亡の原因、腹膜炎
 ありますとかほかの死亡の原因の中に隠されておるものかあるうかと存じますけれ

ども、別の死亡率も軒並に下つておるのであります。これをつかまえることはザクとも不可能ではないかと思われるのでございます。従いまして問題はいわゆる人工妊娠中絶が生命にどの程度の危険があるかということ、断片的な調査にまつほかはないのでございますが、これも的確なものは今のところ非常にツイという状態ではないかと思ふのでございます。

そこで一つ問題になりますことは、人工妊娠中絶が受胎を促進するということ、これは理論的にも実際においても影響がある模様でございます。従いまして人工妊娠中絶が受胎を促進する結果、人工妊娠中絶を繰返さなければならなくなつて来る。これを繰返しておるうちに、いろいろ母体に対して健康障害が起つて来るということににつきましては、古屋先生のところをなさいましたりつばなこまかいお調べがございます。大体一千四百世帯についてお調べになつたものでございますが、この調査は言うまでもなく死亡については捕捉できないことは当然でございますが、この種の調査といつたしまして人工妊娠中絶による死亡を捕捉することは非常に困難なこ

となのでございます。古産先生の調査でも、もちろん死は押寄せられておられません。健康障害については明確な数字が現われておるのでございます。それが人工妊娠中絶を繰返すことによつて、健康障害が規則正しく大きくなつていくということ。は明らかにするのでございまして、健康障害が規則正しく大きくなつていくということ。この点からは、いあゆる墮胎公認論の論拠は手放しにこれを容認することはできない。つまり、逆に墮胎公認論の論拠のように、少くとも逆に健康に障害がある、生命に危険があるということ。が言えないまでも、手放しに墮胎公認論の論拠を受継ぐことはできない。ということ。は言えるのではないかと思ふのでございまして、なおそのほか主として人工妊娠中絶に対して唱えられる一つの批判論は、これは申し上げるまでもなく一つの理論的な立場に立つものでございまして、これは申すまでもございませぬ。い。中絶にいたしましたとしてもこのような点から人工妊娠中絶を合理化して考えるということ。とは、い。も、い。き。に。い。く。い。従。い。ま。し。て。その点で家族計画と、手段としての受胎調節と。い。う。もの。と。が。結。合。す。る。、。こ。う。い。う。ふ。う。に。考。え。ら。れ。る。と。思。う。の。で。ご。ざ。い。ま。す。こ。の。よ。

うな大体の建前で人口政策としての出生を調節するといふ政策をとるといふことにつきましての反対論があることは申すまでもありません。その反対論の一、二おもなものをご上げまして御参考に供したいと思ひます。

その一つはいわゆる民族の衰亡論といつたような議論の仕方でございます。この民族衰亡論の論拠は、言うまでもなく人口の増加といふことが無条件に歓迎され、これが望ましいことだといふ論議に基くものでございます。ところがどんな形における人口増加でも、常に悪条件に歓迎されるとは限らないわけでございます。人口がたとい量的に減つて参りましても、生活水準が高まり、その上に文化生活が発展するといふような見地から、むしろ民族衰亡論の反対と申しましようか、人口政策として出生調節の方策をとることこそ北自体が、たゞいま申し上げたような意味からは積極的な、建設的な意味を持つて来て、むしろ民族衰亡論とは反対の立場が考へられる、こう考へることができると思ふのであります。もう一つの反対論は、申すまでもなく宗教的な立場からの反対でございます。宗教をここで争うことは大

した意味がないと存じますが、日本の具体的な実情からは、反対論の出るおきり事のは、大体カトリックの考え方でございませうが、この点は外圍と日本とまるきり事情が反対でございまして、日本におきましてはカトリック的な宗教の影響力は、外圍に比べて決して大きいとは考えられぬ。ただこういう事実だけ申し上げておくにとどのたいと思つてあります。それからもう一つの反対論の論拠は、先ほどの民族衰亡論と一連の関連を持つて参りますが、やはり人口は国力である、国の力、国内の原動力であるといったような重商主義的な議論がいまだに残つておることは御承知の通りであります。しかしながらその場合に、人口というものが急条件に常に国カとなり、原動力になると理解することができないことは私が申し上げるまでもないかと存するのでございませう。さらにまた反対論の中には性道德の頽廃が起りはしないか、出生調節を政策として普及するということにならば、これに伴ひまして性道德の頽廃を促進することになりはしないか、こういう一つの反対論がある模様でございませう。最近に地方の新聞で読んだのでございませうが、その場合に特に引

例されておりますのは、現在避妊薬を買いに走る方は未亡人、女学生である。こういう点から性道徳の頽廃が考えられるという一つの議論があるのでございます。言うまでもなく未亡人、女子学生といったようなことは、いわゆる新聞の特種的な材料でございまして、これを科学的にそのまま受つけるわけには参らないと思うのであります。この性道徳の頽廃という問題は、言うまでもなく性道徳の頽廃を防ぐために性についての正しい教育と申しますか、こういうものが並行して行われなければならぬことは申すまでもないのでございます。この場合にはむしろ受胎調節その他の出生調節の普及をそのままに放任しておきますよりも、明確に人口政策としてこれを取上げて来て、その弊害を防止する政策を考えに行くということの方が、むしろその心配も少くなるのではないかと、こういう議論も成り立つかと思っております。もう一つの反対論は受胎調節の普及あるいは出生調節の普及ということをお認めるのでありますけれども、政府が国としてやることかどうかという反対論でございまして、これまでの文明国の政策といたしまして、政府が受胎調節とい

う一つの家族計画という欧米経済的を考え方に基づくものか、国民経済的を要求、要請と矛盾して来る。つまり行き過ぎを是正する。こういう点から政策として家族計画というものを政府が対象として考えることはあつたけれども、家族計画自体の普及を促進するという政策を国の政策としてとつた例はないので、むしろこれは政府の政策として行わないで、事実として普及することを放任してはどうか、いわばこの一つ一つの放任政策論もあるのであります。もとよりそれは日本の特殊な場合、つまり非常に急速度に近代化いたしましたし、しかもまたこれまでの日本の人口現象が近代文明国の人口現象から非常に遅れていたのであります。最近の出生率の傾向の差異、人口変動の差異というものはヨーロッパの文明国とは二十年くらいの距離なのであります。こういう事情を考慮いたしましたならば、政策としてこのような政策かとり得ないという論拠は出て来ないのではないかというふうに考えられるのでございます。もう一つの反対論はいわゆる逆淘汰説と総稱されるのであります。この場合逆淘汰ということはどう解釈するかということがそも／＼

根本的に大きな問題であろうと存じます。この御意見の要点は、つまり受胎調節その他の出生調節の普及が、いわゆる社会の上層階級に普及して行く、そうしていわゆる下層階級に普及しない、こういう事実を付言いたしました。これが逆淘汰ではないかという一つの意見でございます。しかしながらその場合の逆淘汰ということが、はたして生物学的な意味における逆淘汰であるかどうかという事を、ただそれだけの事実によつて簡単にさめることはできないということば申すまでもないでございます。そう考えて参りますならば、この批判の要点をどういうふうにとるかというこの受取り方の問題であると思つてございますが、これは要するに十分に子供が育てられるような経済的な余裕のあるところにかえつて普及いたしました。子供を自分で育てることのできないような経済状態のところには普及しない、こういう事実を逆淘汰と呼んでおるのではあるまいかと考えられるのであります。いわば社会的な逆淘汰と申しませうか、かんじんの最も必要とされるような階層に普及しないで、それは必要でないところに普及して行く、こういう傾きを賣の

ておるかでございます。この点も他の文附圖あるいはアメリカなんかの経験におきますところの受胎調節というものが、そのまま普及した状態のもとにおいて起つて来たからでございます。従つてむしろ人口政策としてこれを取上げました場合に、たゞえば、なか／＼普及しないような階層についてはいわゆる受胎調節の手段を然料で配布するとか、あるいはそういうところにしみ込んで行くような一つの組織をつくる、また組織的な一つの行動を起すということによつて、むしろ逆に人口政策として取上げられた場合に弊害の伴う心配が少くなるのではないかというふうにも解釈されると思ふのでございます。こういう反対論もござりますが、これらの反対論につきましても、人口政策としてこの受胎調節の普及あるいは出生調節を取上げるということについての反対論に絶対的に決定的反対論として残るものがほとんどなくなつて来る。こういうことになるのではないかと思ひます。要するに現在の状態といたしましては一つの過剰人口それ自体が物語るような急速な勢いで、人口の適応現象と申しまじようか、非常なはげしい勢いで出生の制限が現に現われておるこ

とは事実でございますし、その速度も一般に考えられておりますよりもむしろ実際にはもつと急速度のものでないかというふうに考えるのでございます。いわゆるこれからの出生の減退という現象が主として人工妊娠中絶という手段によつて行われ、おるとは、ただいま申し述べた通りでございますがこの点に關しまして政府は、すでに墮胎ないしは人工妊娠中絶が母体の生命や健康に及ぼす影響について考えなければならぬ点がある、こういう論拠から、現在人工妊娠中絶をなるべくやめてこれを受胎調節に切りかえるような意味の、受胎調節の普及に努力しておることは御承知の通りであります。従いまして現在行われておりますところの受胎調節の普及政策は人口政策としてではございませんで、いわば母性保護の政策、もしくは公衆衛生政策として、このような政策がとられていゝるというわけでありませう。このよ様な政策について公平に判断いたしますならば、一つの歴史的な使命をこれからの政策が持つていたということ、見逃し得やう一つの事實に違ひございませんで、つまりこれまでほとんど手のついていなかつた受胎調節の普及ということについて、

の名目、目的、あるいは範囲のいかんを問はず、一つの政策としてこれに考慮が排
られたということについて、一つの歴史的な使命を果して来たということについて
は、何ら異論はないと思うのであります。しかしながら現在の実情から申しますな
らば、この政策が母性保護の政策に局限されおります。因縁上、従つてこれと相関
連するところの、人口に伴つて起つて来るところの、他の面での政策と無関係に行
われざるを得ない状況である、こういうことに相なるかと思ふのをごまごまします。従
いまして現に第一線の指導者たちも、これらの政策の結果として、全国的な一つの
指導組織ができ上つたということは、歴史的にまことに重要な意味を持つものと考
えられなければいけません。一つの総合的な人口対策として取上げられることがない限り、
一つの限界があるということ、すでに目の前に限界が現われて来たということ、
自分たちの経験からして許えて立ておるのであります。その要点は一つの全体的な
政策的、基本的政策的な判断という点におきまして、他の関連事項をも包含いたし
ました一つの人口政策という、基本的な一つの方針を持つていない、つまり今の政

策のスコウプをその点において括げる必要という事は、むしろ第一線の指導者たちが、考えている。あるいはまた現在の指導者、たゞいまの建前上どうしても一つの技術的な指導の方に重点が置かれる傾向について、その点において政策としての限界というものが、すでに近づいて来ているのではないかというふうに考えられるのであります。従つて要はたゞいま政府が行つておりますような受胎調節の普及政策というものが、一つの歴史的な意義を持つことについては、十分尊重しなければならぬのでございますが、現在の段階においては、これが総合的な人口対策として成熟すべき一つのチャンスが、この政策の外側から、つまり人口問題一般という点から来ております。その政策の逆行を北自体が、その内閣からも一つの拡張を要求しておる段階に到達しておるのではないか、こういうふうに考えられるのであります。またこれ北らの政策がたゞ直接に女性保護の政策であると思ふと、また母性保護の政策であると言つておりましたも、その影響、あるいはその結果というところが、すなわち人口対策に影響を及ぼすことは言うまでもないことでありま

す。従つてこの政策が目的としておられないにもかかわらず、人の政策的な効果というものを残しつつあるということについては、これは申すまでもないと考えられるのであります。従いましてむしろ現在の受胎調節普及に關する政策を、人口政策として、国の政策として取上げました場合に、たとえば先ほど申し述べましたような性道德の頹廢でありますとか、あるいはいわゆる逆淘汰といったような弊害も、一つの人口政策として取上げられた場合に、かえつてその弊害を除去することができないのではないかと、こういうような御意見も一つの要点になつて来るかと思つたのでございます。

それからいま一つの向題は、人口構造の変動ということについて、この量的調整という政策が、どういう意味合いを持つて来るかという向題でございます。もつと具体的に申しますならば、ただいま申し述べましたように、以前の高い出生率の時代に生れました子供たちが、非常に引下げられた乳児死亡率の適用を受けるようになったわけでありまして、従つて現在の日本の人口構造では、十八歳未満の子供が非常

に多い。従つて今後十五年間十八歳から五十九歳、あるいは十五歳から六十四歳の働き盛りの人口、生産年齢人口の中に繰込んで来るのが、毎年非常に多い。しかもこれらの子供たちはすでに生れてしまつておるのでございますから、受胎調節によつては如何にもならないのです。この激増必至であるところの生産年齢人口を、経済的にどう就業の機会を与え、またどんな経済構造を描いて、これを養つて行くかという、一つの目の前に迫つておる問題がある。これに対して人口の量的調整の方策をいたしましたして、ただいま申し述べたような家族計画の政策をとつて行くということが、どういう関連を持つて来るかという問題でございます。この点につきましては、少くとも現在の生産年齢人口は激増して行く、また現在の日本の経済的な條件から考えまして、少くともそれが近い将来において生活水準に対して非常に大きな負担として働いて来ることは事実でございますし、むしろ今のままの状態を参りましたならば、生活水準への負担が累加するおそれさえないとは言えないのであります。そういうような場合に家族計画の普及を見ると、いうことが、少くとも生活水

準の圧迫を緩和するゆえんになります。そういう一つの生産年齢人口の激増という
 問題に対しましては、家族計画の普及ということが一つの意味を持つて来る。こう
 いう点がそれと関連して出て参ります。いま一つの人口構造の変化と関連して参り
 ますことは、ただいまのような出生率が下つて行く、それから現在の死亡率の改善
 の結果、寿命が延びて行くことに相なりますならば、勢い人口が老年化して
 来る。こういう傾向の現われることは、これまた申すまでもない。理論的に考えま
 して、もう一つの必然的な問題であるというのほかはないのでございます。もちろん現
 在の日本の出生減退の経過は、時間的に非常に急速度でございます。従いまして生
 産年齢人口の増加を考へておるうちに、すでに人口の老年化が一方において進んで
 行くといふような状況のもとにあるのであります。大体イギリスにおいて一九三一
 年ごろが、生産年齢人口の激増期であつた。これが終つて今度は一九四〇年以後に
 おいて老年化がいよいよ始まつて来たといふような状態とは、日本の場合とは少し
 趣きが違ふのではあるまいか。一方において生産年齢人口激増についての問題が起

ると同時に、すでに人口の老年化というものが、何らかの形で進行しつつある、
そういうような点から申しましたならば、生産年齢人口の激増期が経過いたしましたし
たならば、老年化の速度というものは、相当急速度であるということ、今から予
想することが可能ではないかと考えられます。そういうような点につきましては、
やはり人口の量的な調整の政策として、家族計画を採用する限りにおいて、老年化
についても、人口政策の一環として、その対策が今から考えられて行かなければな
らないのではないかと、というふうに考えられるのでございます。

その次の質的な調整に関する問題といたしましては、つくともこれまで私どもの調
べである限りにおきましては、受胎調節の普及ということと、生活程度、また文化
の程度ということが、何らかの關係を持つておるといふことは、もはや動かすべか
らざる事実であろうと思っております。たとえば教育程度の差異、あるいは職業
の差に従つて、また所得の差異というものと受胎調節の普及というものの間、一定の
關係を持つておりますことは動かすべからざる事実ではないかと思われれます。従つ

て言葉をかえて申しますならば、受胎調節が普及するための一つの基礎条件になっているところのものが、国民経済の高度化であるとか、あるいはこれに伴うところの文化程度の高揚ということであることは言うまでもないと思われるのであります。この点において人口政策の面と相関運いたします。たとえば教習する生産年齢人口を、国民経済を高度化いたしましたして、どういふふうに対応して行くかという政策と相関運して求むればならないのであります。従つてこれらの二つの政策が相伴いまして、初めて受胎調節の普及ということ自体が、一つの社会的な、あるいは経済的な条件を備えて済むことになりはしないか、こういうふうを考えられます。

その次にこれに關連する一つの向題といたしましては、優生保護法の向題でございますが、生活水準の急激な低下によりまして、これに急速度に対処しようとして、ことにいわゆる墮胎が流行した時代におきまして、優生保護法が改正せられました。いわゆるやみの墮胎をなくするために、むしろ優生法によって墮胎の合法化の向口が拓げられたといふことは、この教習の出生衰退の時期におきまして、これまた一つの歴史的に積極的な意味を持つものではない

かと考えられるのでございます。けれどもすでに人工妊娠中絶が早期化する傾向を
 帯びて来た。さらに解釈のいかんによつては、社会的な抵抗というものが稀薄にな
 つて来たと考えられる。こういうことになつて参りますならば、一つの受胎調節の
 普及という点におきましては、むしろこれが逆に阻害条件として働いて来る可能性
 が無いとはいえない。そういうことになつて参りますならば、優生保護法の一つの
 歴史的な使命が終つたと考えれば、もちろん現在がそれであるか、近い将来がそれ
 であるかは別問題といたしまして、そういう歴史的な使命が果たされた場合におきま
 しては、優生保護法自体の改正ということが、やはり考えられて行かなければなら
 ないし、それが人口政策としての家族計画の普及という点から考えられなければな
 らないのだ。こういうことになるかと思ふのでございます。また要するにこれらの
 家族計画が真に国民の生活の中に溶け込んで行く程度の政策が必要になつて来るの
 であります。従つてそのような意味からは、むしろこの政策の実践面というものが
 技術的な問題のほかに、さらに社会教育的な一つの意義を持つて来なければならな

いということも、申すまでもないことかと考えるのであります。

もう一つの向題はいわゆる指導組織の強化、拡充ということでございますが、これは具体的にいろいろの向題がございます。この政策をとる限り、当然これの実際の指導組織が強化、拡充されなければならぬことは申すまでもないのでございます。現在すでに一応の指導組織が全国的にござりますということは、現在の受胎調節普及の政策の、一つの大きな効果には違ひございません。しかしながらこの制度の上におきましては、組織化されましたところのいろいろの指導者の間におきまして、必ずしも摩擦がないとは言えない。あるいは制度上の矛盾がないとは言えない。こういう点からこれらの指導組織というものが、さらに強化、拡充せられ、この際そういった摩擦を取除いて行くのが、これからの政策の具体的な方向として考えられるのではないかと、こういうふうに考えられるのであります。

(59)

それから最後の向題は、いわゆる日本の日常生活の実態によくマッチしたような、実践的な方法、あるいは技術の方向ということが向題になっておりますことは、こ

此また申すまでもないのでございます。日本の現実の家庭生活の実態から申しまして、特殊の方法が考案されることが必要であることは申すまでもございませんが、一般的にこれらの方法の問題につきましては、いわゆる單一、標準の方法を、何れか一つの確感ある機関におきまして推薦いたしましたして、これを普及して行くというやり方と、あるいはまた先ほど申しましたいろいろの方法を工夫する。工夫された方法というものを、それぞれ条件の異つた場合に適應して行くということと、二つの方法があるのでございますが、生活面に規格の統一ができておりますようなアメリカの場合と、日本の場合とは違ひまして、むしろこれは多角的な方法というものが、方針としてとられなければならぬのではないかと、このように考えられるのでございます。

大体ただいま申し上げましたところが、此まで出ておりますところの、人口政策としての受胎調節普及の要点のあらましを申し上げたと思ひます。なお此と関連いたしましたして、この部会でお取上げになりますところの人口資質向上の課題につ

きまして、もちろん研究したあけでも何でもないのであります。勢いだけいまして上げましたところの家族計画の普及と関連して参りますし、ただいま考えられ
ております要点だけを箇条書き的に二、三申し添えて御参考に資したいと思ひます。

この資質向上の政策というものは、これは人口政策としては、いつの時代でも、
またどんな国でも、資質を向上して悪いということはないのであります。そういう
ような意味から、むしろこれは時代と國とを超越いたしました不変の人口政策でござ
います。この際特に資質の向上という政策を、日本で取上げるといたしました
ならば、特に取上げるといふ根拠がどこにあるかという問題でござります。もちろん
んただいま出ております御意見といたしましては、一方において少くとも量的な
増加というものが歓迎されない。それどころか量的な調整をはかろうとする場合に
おきましては、その反面におきまして人口の資質の向上ということを、あわせてせ
ひとも取上げていただかなければならぬということが、先ほどの量的調整の問題と
関連して、これが取上げられなければならぬという一つの論拠かと考えられます。

この資質の向上の方策につきましては、言うまでもなく先天的なもの、後天的なものに別れて来るわけでございますが、先天的な資質について優生政策がとらねなければならぬことは申すまでもありません。後天的な資質の問題につきましては、その範囲がまことに広い範囲に及んでおりますことも、これまた申すまでもないのであります。いわゆる最も狭義における教育の問題、栄養の問題、特に人口問題の見地からは食糧問題として、当然これは考えられねばならぬわけでありまして、なおまた現在の日本の人口状態から申しましたならば、資質というもの、その解釈のいかんによりましては、日本の人口問題を解決して行くところの方向に向つて資格のあるような資質の人たちをつくらねばならぬということも、これと当然に関連して出て来る問題でございます。いわば職業教育の問題というものも、これにからんで一つの問題として考えられねばならないのではないかと、思われるのでございます。

それからもう一つの問題は、ただいま御報告申し上げましたように、死亡率がた

いへん下つております。死亡率が下つたということか、すなわちそれだけ人口の資質がよくなったのであるかどうかということ、たとえば具体的に申しますならば、死亡率は下つて死なないけれども、一人前には働けないという人たちが、現在ではふえておるのであるか、あるいはまたその状態がどうなっているかという問題でありますとか、あるいはまた死亡のもう一つ手前の問題といたしまして、疾病全体の問題、なかんずく精神病等の問題というふうなことが、人口政策の上からも当然に考えられるのでございます。最後に寿命が伸びて来た。あるいは老齡化という点から申しますならば、最近方々でやかましく言われておりますところの老年医学と申しましうか、軍需の医学、あるいはまた軍需学——ゼロントロジックというふうな面からの研究も、当然資質向上の重大課題として検討されて来るのではないかと考えられるわけがあります。

たいへん長時間にわたりました。お粗末な御報告をお面取りいただきまして、ありがとうございました。これで大体の御報告を終ります。(拍手)

○永井部会長 詳細な御報告をいただきました。ありがとうございます。それでほとんどなからでも、御遠慮なく御質問を願いたいと思います。

○寺尾委員 ちよつと一言、私もその委員会に参加いたしました。いろいろ議論をいたしました。ただ、たゞいすの館さんの御報告は、私たちが議論したことは非常に巧みに要約され、場合によつては、実は私たちが議論をしなかつたと思われざる点まで、つつ込んで報告をされ、得るところが多かつたので、感謝にたえない次第であります。あのときに取上げた重要事項問題は全部網羅されたと存じます。あのときの委員会で比較的強調された点で、これに館さんのおつしやつたこととあります。家族計画というものと、生産年齢人口増加の問題との関係、これについて、場合によるとそれが家族計画の普及に対する一つの反論といえますか、そんな形でも取上げられる場合があるのではないか。今から急に出生率を減らしてみたりか、今後十数年間にわたつて、年々かえて行く生産年齢人口は、日影響を受けないので、日本の現在の過剰人口というものは、結局これはエンプロイメントの面を考えますと、

出生の制限ということは何にも関係がないのだ。従つて現在の人口政策の重点は、主々増加して行く生産年齢人口の吸収という面にあるのであつて、出生の制限というようなことは二次的な意義しかないのではないかという議論も、よく耳にするのであります。先ほども館さんがおつしやつた通り、生活という面から考えると必ずしもそうではないので、やはりこの二つは非常に密接な関係を持ったものであるわけです。そういうふうに取り上げないと、非常に迫力のツいものになつてしまふおそれがある。こんなことがツし議論されたと思つたのです。

それから家族計画という理念の問題であります。これも館さんがはつきりおつしやつてくださいました。元来外国において別に過剰人口という前提がないのに、家族計画の思想が起り、また普及して行つたのは、これは過剰人口という一因の向題とは無関係に、まったく個人生活の合理化といひますか、そういう面から家族計画の思想が起り、また普及して行つたのです。ところが日本では、それに対して、一つのいわば裏づけになるような、大きな過剰人口という問題が背後に控えている。

そこで外国における家族計画のあり方と、日本におけるそれとの向には、何かやはり根本的に大きな相違があるのではないか。そこをはつきりさせるのか、あれ／＼の課題ではないかということか、相当強く議論されたと思うのでありますが、やはりその点はこのでももう少しはつきりさせないと、外国人との議論の場合に、何かそぐわないものが出て来るおそれがある。たとえば外国人の目から見ますと、人工妊娠中絶というようなことは、初めからもう無条件にめればけしからぬというふうには、すぐとられてしまいます。けれども、日本の実情からいつてはたしこそうであるかどうかということとは、やはり日本人として何か結論を持つてよいのじやないか。向うの見方からすれば、簡単に向うに頭を下げなければならぬ。それを何かまた別の見方が日本において成り立つのではないかということも、こういうところで考えてよいのじやないかということか、あそこで相当議論されたこと記憶するのであります。

大体気のついたところを申し上げます。

○永井部会長 館さん何かそれに対してあなたの御意見はありますか。

○館専門委員 率直に申し上げますと、これは寺尾先生もおつしやっておるので、理論的な理由とか、そういうことでなしに、これを排除する一つの論拠がいろいろある。どうも明確に取上げる統計的資料はないので、ただ最近では古塵先生の御調べも出ておるのであります。私の方で調べておる中でも、一番大きな問題は、人工妊娠中絶をやること自体が、人工妊娠中絶を繰返さなければならなくなつて来る。受胎を促進して行く。従つてそのために少くとも障害の起るチャンスが多くなつてくる。そういう面からこれを否定することは十分根拠のあることじやないかというふうに私は考えております。

○永井部会長 それでは私が補足して御質問をいたしますか、今生産年齢人口がふえて行くのは問題でありますけれども、それはこれから生れる子供があつてもなくて、かわりはない。ところがそれではなぜ家族計画を推進しようとするか、それはこういう意味じやないですか。あなたに御質問したいのですか、職業が得られるか。

うかあからない状態に置かれている生産年齢人口が、子供をどん／＼産む・扶養の義務を負わされる。子供がふえてはもうにもできない。たま／＼今働き盛りの者がどん／＼ふえて行くが、まお育てる子供の方を少くすることが非常に急務である。その意味において生産年齢人口増加の向題と関連させて、家族計画のことを考えても、別段無意味なことではない。必要なことではないかと考えるのが一つ。もう一つは寺尾さんがおつしやつたように、どうも日本は過剰人口というものが背影にあるので、それと家族計画というものを結びつけて考える必要があるのではないかと。西洋では過剰人口でなくとも、一家がみな樂に生活できるように家族計画をやつておる。別段一國の人口としては、過剰であるということはないので、むしろ過少をうたつておる国が多いのです。そこに日本の特殊性があるのではないかと、こういうことだつたと思ふのですか、その点はどうでしようか。

○館専門委員　その点はこの向の対策委員会でも出ておりましたけれども、結論的には割にはつきりしているのじゃないかと思ふのです。それはつまり人口政策として

家族計画をどるといふところに意義があるわけでありませう。

○寺尾委員 外国のは一つの社会運動といいますが、文化運動といいますが、そんな形のものではようね。

○館専門委員 いわば一つの社会改良運動かと思ひます。そのために反面からはプチブルジョア、インテロロギーなどの批判が出ておるわけでありませう。一つの社会改良運動として、しかもそれが自主的な運動として展開されて来た。それを今度日本の場合は、どこでもう一つ意味が違つて来るわけで、これを人口政策として取上げて行く。その根柢は過剰人口だ、こういうことになるわけです。

○寺尾委員 非常に推察な言い方ですけれども、外国の家族計画の場合と、日本のそれとの大きな違いというものは、外国の場合には自分が暮せるなら幾ら産んでもよい。そういう考え方があつたわけでしょう。日本の場合、国全体が人口過剰だといふことになる。自分が暮せる、暮せないといふことのほかに、結局どんな形でも、自分が暮せるから幾ら産んでもよいといふことは、ちよつと是認ができません。こう

いふような見方が出て来るのではないでしようか。

○館専門委員　そうですね。その場合は家族計画ということと、人口政策としての家族計画ということとは違ふと思ふのです。ここで言つておるのは、家族計画自体を言つておるわけではなく、人口政策としてこれを取上げるかどうかということと、それが課題だということなんです。

○寺尾委員　たださつきもあなたがおつしゆつたように、将来の日本の人口がどのくらいであつてよいかという、そこに何かの目安がないと、政策としての取上げ方がちよつとないということになるわけでしょう。

○館専門委員　それはしかし政策的に取上げましても、つまり何といひますか、政策の程度とか、具体的な内容をきめて来るときの目標として、一つの計画人口といふものはいるということになつて来るでしよう。

○寺尾委員　たとえばあなたがおつしゆつた平均二、四人ならばこうなるとか、あるいは二人ならばこうなるとかいう向題は外国の場合は何も家族計画の中にさういふ

問題は無いわけでしょう。それが日本では、やはり家族計画を人口政策として、普及して行く場合には、みながこうすればこうなるのだということが、同時に宣伝されなければならぬのじやないか。こういうふうに見えるのですか、どうでしょう。

○館専門委員　そうですね。

○松岡委員　それはカナダのように、最近に近代産業国家として飛躍を試みつつある時期には、たゞいま寺尾先生のお話のように、子供は何人でもかまわないという考え方があつたらうと思ひますが、しかしイギリスの労働組合やドイツの労働組合が、産見制限について大会の問題にして論議したのではなくとも、イギリスでもフランスでも、あるいはドイツなんかにおいても、早くから産業革命が行われておる、あるいは国柄においては、出産が多いということは結局労働条件の上に悪影響があるということば、もう労働階級の常識となつてゐると思ふのです。これは別に人口制限の運動が表面的に現われている、現われていないというふうなことではなく、常識になつてゐると思ふのです。ですから個人の目的にも関連はあるのですが、必

亦しもただ單なる個人の生活水準の向上、もしくは文化生活の欲求というような、個人の家庭の欲求を満たすためばかりではなく、やはりそうした職業的な、あるいは階級的ともいいますか、自覚の上に立つて、そういう考え方が普及しているとは見ているのです。ですからそこには單なる個人の問題ではなく、社会的な自覚の上に立つて、そういうことが実行されていく。私はそう見えておるので。

○寺尾委員　そういうものを日本で阻んでいく一つの要素として、やはり今までの旧弊な家族制度というものがありませんか。ああいう家族制度というものが非常に強いと、個人が自分に対しての責任というものをあまり減じないということはあるでしょうね。やはり個人の自分に対する責任感というものが、こういう思想といえますか、それの根底になるべきでしょうね。

○館専門委員　今松岡先生の指摘された点は、非常に重要だと思ふのです。外国で始まったのは新マルサス主義運動としてですね。新マルサス主義というものは、一つの理論体系を持つていたわけですね。マルサスの一つの修正論として、いわゆる賃金

起因説を持ち、一つの國民經濟的な理論を持つていたわけですから。そういうものが松岡先生のあつしゆつたように、一つの成熟した社会情勢のもとにおいて一つのイデオロギーが発生した場合、今度はそれの行き過ぎが、問題になつて来たから、家族計画というふうには、何と申しませうか、人口政策ではなくて、逆に一つの個人生活の安定策だという家族計画というものにかわつて来ておるのですわ。そういうふうな歴史的な点からいふと、とにかく日本のは相当飛躍した歴史を持つておるのです。むしろ逆に言えば、今も問題が紛糾するかと思つて避けたのですか、家族計画と考えるよりも、むしろ新マルサス主義と考える方がいいかもしれないと思つたのですか、話が十分むずかしい議論になるものですかからうめたのです。

○木村委員（代理） 私委員ではありませんか、事実の点をお尋ねしておきたいのです、館さんの御説明の中にあつた問題で、現在の人口の趨勢の中に含まれておるものを分析して、この趨勢を伸ばして行くと、五年をいし十年たつたころ、女子の出産は一・七二人程度になる。その当時の出生率は大体一・五をいし一・六といふところ

に落ちついて、結局今から三十五年ないし四十年たつと、一億を少し出たぐらいのところで人口が減ッし始める。こういうお話があつたわけなんです。実は北岡さんがおられますので、非常に残念なんですけれども、非常に失礼なお尋ねになるのですか、大体今言われたことは、人口統計学者の間では当然に通用する方法で計算すると、当然そうなる、こういうふうに了解してよろしゅうございませうか。

○館専門委員　そういうふうには御了解いただきましたと思います。このプリントの六ページと七ページのところに、それを掲げておいたわけでありませう。これは特に北岡先生がたいへん推計人口はお嫌いなものですから、無用の刺激を避けて御説明は省略したので、今一部には何といたしますか、どん／＼と人口がふえて行くようなことを言わないと、ぐあいが悪い、何でも気に入らない議論はいかぬという説があるようにございますから、なるべくそういうことで詰まらぬ時間をとることを避けまして、この御説明は省きましたか、むしろ私どもの立場からは、実態それ自体をながめて、その上にはつきりした判断をお立ていただくということが必要なので

もしこの推計人口に悪いところがあれば、何とかでもやりかえるわけがありますが大体考えてありますところはこの註のところに書いておきましたように、現在の傾向というものを将来に向つて投影すると考えるなら、こういうことになるわけがあります。

それからもう一つ刺激を避けて説明を省略したのですが、人口を静止させる程度に受胎調節をやらうという御意見があるのでございます。もし人口を静止させるということが御希望であるならば、むしろ今の出生率をあまり下らないようにするような家族計画をお考えにならないといけないということになります。ただいま申し上げた静止する場合の数字と、それから現在の傾向も含んでいる数字とを比較して考えていただきますと、その点がおのずから明らかになるものと思ふのですか、もしも静止させる程度にといった議論でありましたならば、むしろ一七か一八という最近の出生率が出たときに、そこら辺のところまで手加減をしなければならぬ状態になる、こういうことでもあります。従つてその点からは現在家族計画というものを人

口政策としてとつて行くからには、人口の減少ということが目的なのである。いはそれを目的としないとしても、必然的にそうなることを覚悟すべきだ。はつきり申すとそういうことになるかと思ひます。

○本村委員（代理）　たゞいまおつしつた事實は非常に重要だと思ふのです。実は私ももそういう点にかなり誤解があつて、大分判断を誤つておつたというような傾向がないでもないと思ふのです。同時に基礎的な事實の点でもあります。こゝれは疫所としても、人口問題研究所を中心にして、さらに検討はいたしますけれども、この部会においても、そういった基礎的事實を皆さんで十分御判断願つて、やはりそういうふうな判断すべきであるかどうかという点について、今まで一般にこういう統計資料についてありがたな、専門家が計算したのだから、一応それを受取つてやるのだということではなく、少し基礎的事實自体についても、せつかくこういう部会で、板垣の方が集まられた際でもありますので、御検討を願ひたいと思ひます。

○ 縮専門委員 今の点は実は私正確に申し上げたいと思つていた点なのです。私のもの計算についても、いろいろまた見通しの違つたところもあるでございましょうし、せむひとつこの点をこの委員会でご御批判いただきたいと思ひます。なお場合に よりましては、いろいろの仮定を設けまして、もう少し作業をしてみなければいかならぬかも知れないと思つておるのであります。ただ実は先ほど申しました表によつて、このらんいただきます通りには、これを各年齢について、男と女とにわけ、各年齢について、一々生産率を出してかけて行くので、相当の作業時間がかかるものですから、あまりいろいろの仮定を設けたものはやうておりませんが、大体静止する見当として今の状態を引伸ばした、この六ページ、七ページの結果でございしますが、これだけ得ております。それからもう一つつけ加えて申し述べたいことは、この六ページ、七ページの将来人口の推計でございしますが、その中の特に脚註によつてごらんをいただきますと明らかでありますように、この計算の仮定といたしましては、出生率を下げる限界点と申しましようか、それと死亡率を下げる限界点か実は借物

であるのです。その意味は出生率の限界点が、一九三七年のスエーデンで経験した最低のもの、つまり世界最低水準ですが、借物を規定して来ている、それからもう一つ死亡率の方は、戦前のニュージールランドの死亡率の程度を限界として考えている。こういったような点につきまして、借物が含まれておりますので、この借物をただいま除去いたしましたものを計算しておるのでございまして、日本の傾向からだけ行つたならばどうなるか、またここに借りを減りましたニュージールランドの死亡率というものが、どういう意味を持つておるものかということ、今検討いたしました。その点でニュージールランドから、ここに借りを減ました死亡率の特徴というものは、日本の現在の傾向から申しますと、子供の死亡率はニュージールランドの家庭よりも、もつと下ると考えられます。それから年寄りの方は、ニュージールランドほどは下らぬ。それは脳溢血が非常に多いものですから、そこまで下らぬ。こういう一つの特徴を自覚しておりますので、この点について改算した結果が、それとこれと上つておるのであります。ただ結果的に見ますと、どう仮定をかえてみる

も、ここに現われております数字とほとんど差異はない。結論的にはけつこうこれ
で間に合うというふうに考えております。

○古屋専門委員 今日の高長御病気で来られませんので、小沢課長がかわりに来てい
らっしゃいますか、厚生省の公衆衛生局が非常に心配してある、最近の傾向がある
のです。館さんは昭和二十五年、二十六年のフイギュアをおもに中心にしてお話し
をいたしました。私の研究も若干御引用していただきましたが、ごく最近に、この機会に皆
様に申し上げておく方がよいと思うことがあるのであります。それは答申を行います
す際に、どうしても優生保護法の向題に触れて来るのではないかと、このふうな意見持
かするのであります。どうしてこれを考えなければいけないようになつたかといふ
事柄ですが、実は私ローマにペーパーを出さなければならぬので、大急ぎで、今私
が指導してある葛飾の生活保護世帯、百十八世帯の向題をとりまとめたのです。そ
れから炭鉱の連中の数字をとりまとめたりにしておるのですか、特に昨日最後の数字
を見て驚いた力です。これはさつきの臆胎でございますね、この臆胎のふえ方とい

うものが、えらいものなんです。それとこのごろはひどいのです。それで実は教師の方はいろ／＼なものが入つて来る。生活保護世帯、あるいはそのポーター・ラインで生活しておるような連中は、もとより教育程度が低く、それが原因として非常に貧困になつておるのだ。こういう連中に限つて、子供はたくさん産んで、それがことによつたら逆淘汰の原因にもなるうか。こういうふうには概念的に、一般に考えられ
ておりましたし、私ももそうかしらと思つておつたのです。ところが調べてみて
驚いたのは、現在生活保護を受けておる連中というものは、戦争で家をなくしたと
か、あるいは収入の道を戦後の経済変動でなくしたとか、あるいは結核その他の病
気で働く人が倒れたために、非常に落ちふれて来ておる、そういうた人が、部分を
占める率が多いのであります。従いまして子供がこの上生れたら大変だといふ。一
程の恐怖感のようなものが、かなり強くあの連中に入つておりますね。それで最も
非協力的であろうと思つていた連中が、今まで私がやうた中で一番協力的なんです。
百十八で一人も生れないのです。指導が始まって、これは困つたことになつたと思

つたのですが、実は一人しか生れない。それがまたおかしいのですが、コンドームを使つてあつたのに生れた。それで私の方の指導している運中が困つてしまった。家庭争議を起してしまつた。おれはコンドームを使つておるのに、これはおれの子供ではない。それでおれが仲裁をしなればならぬようになってしまつて、非常に困つておりました。ところがもう身体が動くようになって墮ろそうにも墮ろすことはできぬというわけで、産ませたわけです。すると親父さんぞつくりのお生れたので、それですつかり解決して、今では非常に喜んでおりますが、それが一つ。そういう運中かぞれを何で解決しておるかとお申しますと、大印分が墮胎をうつておる。私はよく知らないが、何の生活保護法ではない、医療保護法というやうなものがあるのですか。それどこにかくだいで墮ろせるということがあるのです。それからもう一つ炭鉱のことは省略しますが、炭鉱ではつまり健康保険の莫救では七百回になるのです。それを三百五十回、炭鉱が持つて、あとの三百五十回を本人が持つてということになっておる。しかもそれは月給から差引くということだから、ほとんど

と墮ろすことを意に介しないのですね。そのために大部分がそれだけで片づけておる。しかも受胎調節の方はここに小沢さんがおられるけれども、政府のねらいはどうしても勤どころをはずれておつてうまく行かない。みなこっちの方に行つておるといふ状況なんです。こういう状況にあるのです。これは優生保護法の十三条をなくしたとか、その他の法律関係のことが相当影響しておる。だからもし今度の答申が社会の実情・現状というものを考えて、やはり政治的に考えて行かれるとすれば、これはどうしても向題として考えられなければ困ることになるのではないかと思ひますから、ちよつとこの際申し上げた次第であります。

○下村委員 館君にお尋ねと注文なんです。この三十一表から三十五表までが世帯の統計になっていますが、これは昭和二十五年の統計という国勢調査になるわけですね。

○館専門委員 そうです。国勢調査の結果です。

○下村委員 それで、今までの統計調査のときごとに、これだけの調べはできておる

わけですか。

○館専門委員　できておらないのであります。

○下村委員　そこでわれ／＼よく資料を問題にするのは、先ほどこからも出てくる家族の問題、家の問題ですね。それはこれから日本もだん／＼欧米並に、親子の同居というものはだん／＼少くなつて来ると思ふのです。一面で世帯というものもあれば日本では本籍だとか、寄留だとか、いろ／＼あるでしょうが、これからの日本はだん／＼欧米並に次第に別居するようになって来るといふことで、この家族という問題が動いて来る。それが都会地なり、地方に依じてそれ／＼という比率さつていふ動いて来ておるかといふことを知りたいためです。それで都会地であれば、われわれ常識でわかる。大都会、東京のようなどころであれば、だん／＼どアパート式の住宅がふえて行く。そうすると人口はふえるが、地坪のふえ方は割に少くなる。今まで日本の都会は村落の集合だと言つておつたのが、これからはだん／＼縦に立体的になる。姥々の家に庭を持つといふことも少なくなつて来る。その別居して行く

パーセンテージが、今までどうかあつて来ているものか、それから、これからはどうかあつて行くか、それから人口の増加ということは、食糧の問題だけを言くと、その人たちが住宅をつくる、いろ／＼なことをするというところで、また耕地がどうも北に行くのですから、日本の面積、耕地の削減からいつても、いろ／＼な点で考慮して、将来とも日本の人口のふえ方と、一家族というか、一世帯というか、一人当りの畳数なども出ておりますが、これがどうかあつて行くか。ヨーロッパあたりであったならば、家屋の構造というものは、どうかあつておらぬから、その比率もあまりがあつておらぬと思うのですが、日本ではこれが相当な形であつておるし、同時に都市計画ということになると、外国の都市計画は、その公園なりその他の設備の地積が相当にとつてあるが、日本などは、上野公園だつて何だつて貧弱なものです。そうした都市計画の場合でも、都市の膨張と、それに伴う人、その人がまただんだんと別居して来るから、家族というものはその方から動いて来る。そういう将来の家族問題もあり、家族計画と言つてあるが、それに伴つて、つまり人口のふえ

方に伴う、土地の何といひますか、占める必要度、つまりそうしたこと、二十五
年の統計だけでなく、五年目五年目ごとも何でもよいが、これがどう動いておる
のか。飛驒の白川のような大家族も崩れて来ておる。田舎でもそうだが、都会で人
向がふえる。それが土地を占めるパーセンテージはどうなつておるかという様な
ことで、僕らの希望としては、国勢調査ごとの歴年のやつを見たい。そしてこれが
ら先どうなつて行くかということと同時に日本の家族制度とか、家族問題を、われ
われがこれからどう批判するなり、考えて行かなければならぬか。これは家族問題、
厚生問題、いろいろ／＼なものにひつかかつて行くので、あるいは内閣統計局でそうい
うものはみな調べる問題かも知れないのだが、この人口問題研究所は人手もそう
たくさんはないのだろうか、いろいろ／＼な問題かひつかかつて来るので、何かできる
でしょうか。

○昭專門委員 今下村先生の御指になつた点は、まことにお説の通りであります。
ただいまの点は、この世帯統計一本だけで片づかない問題でございます。特に家

族制度の変遷と別居の如何なるふうになつて来るか、そういうことはやはり人口問題研究所がこれまでにやりました調べもあります。そういう調べに世帯統計、住宅統計等をあわせて見て行くことになるわけがあります。戦前の状態では、たゞいまお話のように、都会の平均世帯人員が少なくて、農村の平均世帯人員が多い。しかし農村の方も、都市の方も、平均世帯人員はやや減る傾向を持つて来た。その場合に都市の減り方の方がひどかつた。こういう状況でありますか、戦後事情が大分あつて参りました。特に都会と農村のギャップがひどくなつて参りました。というのは、特に都会が被災を受けたりいたしました関係上、都会では大体小さい家ご、自分の家に住む者が多くなつて来ています。そこで一軒の家に住まつてある人間の数が減つて来た。その反対に農村では逆にふえて来るようになつても出て来た。特に石川県でありますとか、福井県でありますとか、大きな家の残つておりますところでは特に着しい、そういう混乱した状態がありますか、大体平均としては、都会も農村も平均世帯人員が減る傾向を示して来たか、都会の方が顕著だということはない

えます。

○下村委員　それは帰村した人たちがふえたので、それがまぶ家に入つて来たかうと
いうのですか。

○館専門委員　都会では既存の住宅が焼けたということが、非常に大きく響いておる
ように思います。それびつまり自分の拠立小屋ということと語弊がありますか、自分の
小さな家を建てた者が多かつたということが、住宅調査の結果に現われております。
この住宅は国勢調査で調べることもございませうけれども、住宅調査として別に調べ
ておられます。現に昨年もこれを調べましたので、近く結果、かと思ひます。

○本多専門委員　館さんにお伺いしたいのですが、静止人口を理想とすると、出生抑
制策にも多分苦心を加えなければならぬのじやないかという意味のことをおつし
やうに思ひます。その意味は私にはわかるのでございませうか、そうしますと人
口の量的調整政策というものには、非常なネガティブな要件になるわけですね。そ
れを存えました場合もう一つ根本問題があるのではなからうかと思ひます。つまり出

生卒の低下傾向というものは、下り過ぎた場合に二度と回復しないものかどうかという問題です。われ／＼は大體ある考えを持つておりますけれども、それはもうきめくしまつてよいものでしょうか。

○館専門委員　一ペン下つた出生率が返らないという議論は、どうも少し短縮いやな
いかど考えっておりますので、その一つの例というのは語弊があるかもしれませんが
たとえば徳川時代が一つの静止人口であるといえますと、一つの基礎条件の変化
によつて、御承和のように明治三十年以後に経験したような増加が現われて来てお
るわけがあります。また最近の、これらもうどの程度まで認めようのか、もう
少したつてみるのとわかりませんが、フランスなんかの場合の出生率を考えると、
むしろ高まつて来ておるといふ傾向が出て来ておりますので、いろ／＼な条件のも
とで判断しなければならぬとは思いますが、一ペン下つた出生率は、二度と再び回
復しないといふふうに断定するわけにも、どうも行かないのではないかと、そういう
ふうに考えております。

○永井会長　その点について古屋さんからひとつ御回答を願いたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○古屋専門委員　今館さんのおつしゆつた通りに私も考えしております。ただ戦前にそういう公式論を、一時感んに言つたことがある。それは私も責任があるが、フランスみたいになるぞというわけ……。

○下村委員　ただやはり人間ですから、もどすのに非常に時がかかるということですね。

○館専門委員　それと関連してもう一つの重要な議論としては、墮胎が普及したのには割合に返りやすい。受胎調節が身についてしまうと返りにくい。そういう議論のあることは事実です。

○松岡委員　私も返り得るものだと信じますね。

○寺尾委員　たとえば昔のドイツのように、一八七〇年時代には、確か四〇くらいの高いはん高い出生率がありましたか、あんなべらぼうなところは返るはずはない

と思ひますね。出生ということか、いわば人間の合理化の一つの対象にされてしまふ。一度された以上は、やはり何としても限度があると私は思うのです。ただ現在の趨勢がそのまま行つて、しまひには出生はゼロになつてしまふというようなことはあり得ない、そうかといつて皆のような四〇とか五〇という出生率が回復して来ることもあり得ない。やはりその合理化された、いわばある適當な水準に復帰しようとする運動が、多少の時間的ならツグを置いて繰返されて行くのではない、こゝようか。まあこれはほんとうに進歩すればですかね。

○古屋専門委員 先ほどから家族計画というものを、人口政策という面からは、どういふ角度で取上げるかということに、まだはっきり結論がなかつたように思うのですか、それは非常に大事じやないかと思ふのです。

○寺尾委員 私は家族計画という外国流のあの思想だったら、別に問題は無いと思ふのですよ。生活の合理化だからね。ただそれをここで取上げるのは、やはり人口政策という見地から取上げるのだから問題がある。

○古屋専門委員 何か納得し得るような結論を示し得るか、どうか。

○福田委員 この問題については、政策として取上げるかどうかということも論議する必要はもうないように私は考えております。政策として取上げる必要がないとおっしゃる委員があれは議論に存るのでございますが、国として差迫つた問題で放任しておけないということと、國の問題として、政策として取上げるのは当然でございますし、取上げなかつた場合には、逆の方向に副作用的現象が起つて来て、現に墮胎のようことが起つておるためによくないことも事実でありますし、政策として取上げて、正しい指導をして、近代國家としての合理主義的な啓蒙運動を感んじて行くことが妥当でないか、形だけの指導では目的を達しないように私は考えるのでございます。政策として取上げるということについては、ちよつと異論は考えられないのであります。

○下条委員 委員の顔ぶれが、大体御賛成の顔ぶれのように思いますか、反対の方が

○永井部会長 委員の決定を会長に願いますとき、それも考慮したのですが、全体の委員の中にそういう反対の方、たとえばカトリックの方という人がいないのです。矢野さんなどは生命保険をわけていらつしやる関係もあつて必ずしも御賛成ではないと思ひまして、特に部会の委員をお願いしたようなわけですか……。

○古屋専門委員 これはどういうふうになるか、問題なんでしょう。墮胎を押えることには異論はないのですし……。

○永井部会長 カトリックの方でも、たとえば例の小林君など、墮胎調節の方については、そう極端な意見は持つておいでになりませんね。

○松岡委員 私ほきわめて大胆に、墮胎ももう少し簡易にやれるように、もちろんある程度の制限は必要だと思ひますが、そういうことをラジオの討論会などでも言うておるのですが、実は今古尾先生のお話を伺つて意外に思ひました……。

○古屋専門委員 全部そつちになつてしまいますよ。

○松岡委員 調節に失敗した結果、墮胎に行くことはよく理解できますね。だから墮

胎をなるべく避けて、受胎調節をしなければいけないという教育は必要かと思ひますが、母体にどういふ影響を及ぼすかということをも十分教育すれば、たゞも自分の身体の大切なことはわかりますから……。

○寺尾委員　しかし同時に経済的な問題がありますからね。受胎調節の方がよろしいといつても、それが簡単にできるような手段を与えなければできませんよ。たゞこつちはよいこつちはいかぬということだけでは……。

○永井部会長　御質問もおありにならぬようですから、本日はこれで散会いたします。速記をとつておりますが、館君の御説明の速記のでき上るのは、どうしても来月の半ば過ぎになります。それで四月の下旬——十九日から二十四日の間に一度揃きたいと思ひます。そうしますと、その数日前にその速記を皆様の方にお送りするごにいたしましたからそれをごらんください。今度は今度の家族計画についても、具体的な御意見を承れることができるだろうと思ひます。第一部会は少し早く来月の十三日に開くことにきめたのでありますが、第二部会は十九日から二十四日

の週の間で、皆さんの御都合を伺つてきめたいと思っておりますが——これでは大体私どもの方で予定した日を申し上げます。私どもの方としては二十二日、木曜日、午後一時から始めたらいかかかと考えております。あまりおさしつかえの方が多いようでありましたならば、別の日にかえますか……。

○寺尾委員 学校における者は新学年の予定がわからないので、何とも申し上げられませんが……。

○古屋専内委員 一応これでおきのくださつてけつこうと存じます。

○永井部会長 これでは二十二日、午後一時から、場所はここで開くことにいたします。そのときまでに向に合わないかもしれませんが館さんの今の御報告の印刷が、大体数日前にはお届けできましよう。その上に館さんの案をもとにして、人口対策委員会の方で一応まとめますから、その成案が文書でできましたならば、この部会の方に御参考におまわしいたしまして、そのときにあらためてこの部会の起草委員をきめたいと思っております。これではどうもありがとうございました。

國立中央圖書館



1 0 3 8 3 4

